



河西部地域包括支援センターだより

春も近づき、少しずつ暖かくなってきましたね。新型コロナウイルス感染症に注意して、適度な運動や、規則正しい生活を心がけましょう。

今月のテーマ 【虐待防止】と【特殊詐欺】

虐待は、他人の目が届きにくい家庭内などで起こるため、問題が深刻化するまで周りの人が気付かない場合があります。コロナ禍の影響で、自宅にいる時間が増えていることもあり、周りの人が以前にも増して気が付きにくいかもしれません。地域の皆さんのがかけや見守りは、虐待の予防や早期発見につながります。

次のような行為は虐待に該当します。
虐待の意図を持っているかは問いません。

①身体的虐待

→叩く、蹴る、物を投げつける、イスにしばりつけるなど。

②介護・世話の放棄・放任(ネグレクト)

→ご飯を食べさせない、おむつ交換をしない、
病院に受診させない、介護サービスを利用させないなど。

③心理的虐待

→暴言を吐く、侮辱する、無視する、人前で恥をかかせるなど。

④性的虐待

→下半身を露出させた状態のまま放置するなど。

⑤経済的虐待

→本人のお金を取り上げる、勝手に預貯金を使うなど。

(松本市高齢者福祉と介護保険のしおりp34より抜粋)

- ・虐待かもしれないと思ったり、何か様子がおかしいなと思ったらご相談ください。
- ・相談や通報は匿名でも大丈夫です。名前を出したとしても相談した方の個人情報は法律により守られます。



【相談窓口】

高齢福祉課 電話：34-3214

西部福祉課 電話：92-3002

河西部地域包括支援センター 電話：48-6361



【裏面あり】

名前が変わりました!
特殊詐欺→

電話でお金詐欺

電話でお金の話が出たら、詐欺を疑いましょう。

- 【対策】①常に留守番電話に設定しておく。
②迷惑電話防止機器を取り付ける。

電話で「お金」の話題が出たら、一人で考えず、
家族に、警察(#9110)に、まずは相談を。



家族等になりますます電話

「会社のお金を使ってしまった」
「事故を起こして示談金がいる」

**自分から家族の番号に電話を
かけて確認しましょう。**

警察や銀行員になりますます電話

「あなたの口座が犯罪に利用
されている。キャッシュカード
を交換する」

**職員が自宅にキャッシュカードを
取りに行ったり、暗証番号を
聞くことはありません。**

市役所職員等になりますます電話

「過払いの税金がある」

**ATMでお金が返ってくることは、
絶対ありません。**

【相談先】

○警察相談専用電話

(#9110)

○松本警察署

(25-0110)

○松本市消費生活センター

(36-8832)



成年後見制度相談会

司法書士による成年後見制度に関する相談会を開催します。

日 時：4月25日（火） 午後1時30分～4時40分（要予約）
会 場：松本市役所本庁舎北別棟1階 相談室1

【予約・お問い合わせ先】

松本市高齢福祉課 （電話 34-3237）

または、お近くの地域包括支援センターまで

河西部 地域包括支援センター（高齢者の総合相談窓口）

電話 48-6361 FAX 48-6362